








民法入門

第1レベルから始めて
第3レベルへ到達する

2013年2月1日
明治学院大学法科大学院教授
加賀山 茂



2013/2/1



Introduction to Civil Law



1

民法入門







(★の数、到達レベルを示す)

I 民法の全体像

- 民法の位置づけと民法の構成
 - 市民生活の基本法
 - 一般法と特別法の組み合わせ
- 民法の機能
 - 民事紛争の解決の基準
- 具体例(測量ミス事件)★★★★
 - I:事実関係と争点
 - R:適用すべき条文の発見
 - A:条文が欠けている場合の議論の方法(比較法の効用)
 - C:結論

II 民法学習法

- 部分と全体との関係の理解★
 - 第1問(代金の支払い場所)
 - 全体と部分のジレンマとその克服
- 条文の真の要件の理解★★
 - 第2問(離婚原因)
 - 条文の中にある本当の要件を見抜く
- 判例の理解★★★
 - 第3問(無断譲渡・転貸と解除)
 - 法原理に基づいて、例文に過ぎない条文とは反対の結論を導く

2013/2/1



Introduction to Civil Law



2

民法入門 目次

(★の数は, 到達レベルを示す)

<h3>I 民法の全体像</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 民法の位置づけと民法の構成 <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>市民生活の基本法</u> ■ <u>一般法と特別法の組み合わせ</u> ■ 民法の機能 <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>民事紛争の解決の基準</u> ■ 具体例(測量ミス事件)★★★★ <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>I:事実関係と争点</u> ■ <u>R:適用すべき条文の発見</u> ■ <u>A:条文が欠けている場合の議論の方法(比較法の効用)</u> ■ <u>C:結論</u> 	<h3>II 民法学習法</h3> <ul style="list-style-type: none"> ■ 民法の学習★ <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>第1問(代金の支払い場所)</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>全体と部分のジレンマとその克服</u> ■ 条文の理解★★ <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>第2問(離婚原因)</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>条文の中にある本当の要件を見抜く</u> ■ 判例の理解★★★★ <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>第3問(無断譲渡・転貸と解除)</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>法原理によって, 条文とは反対の結論を導く → まとめの課題</u> ■ <u>参考文献</u>
--	---

2013/2/1
Introduction to Civil Law
3

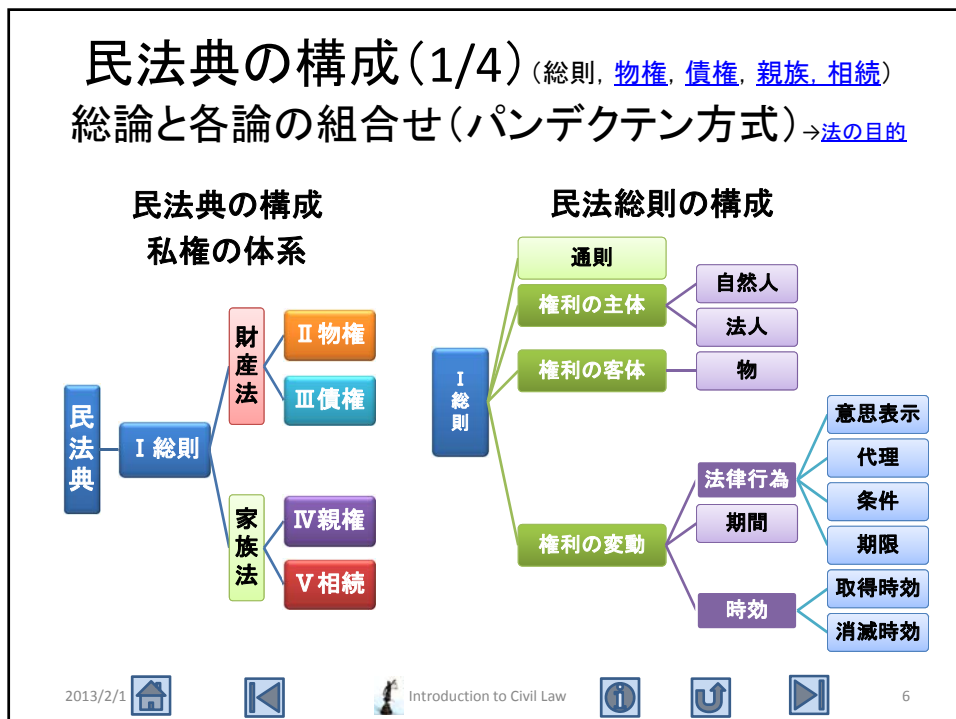
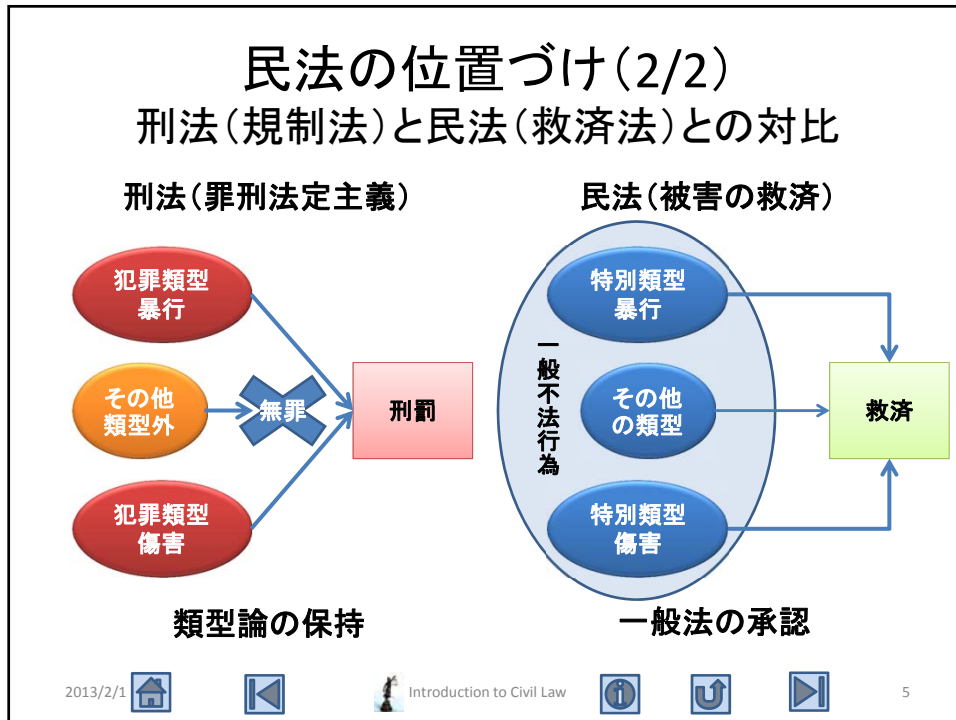
民法の位置づけ(1/2)

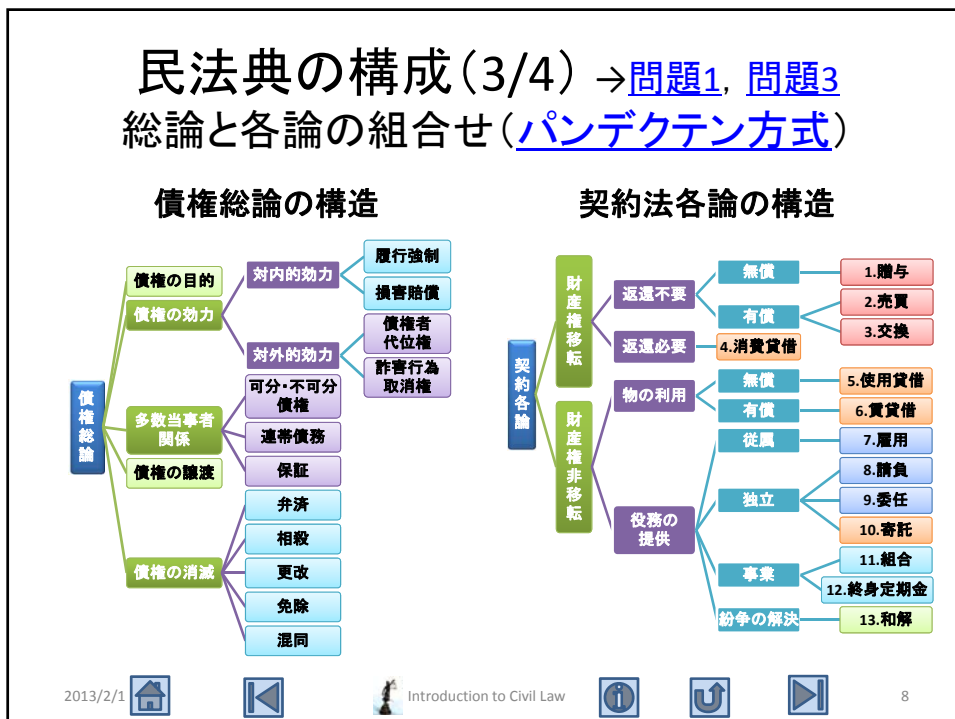
公法と私法との対比

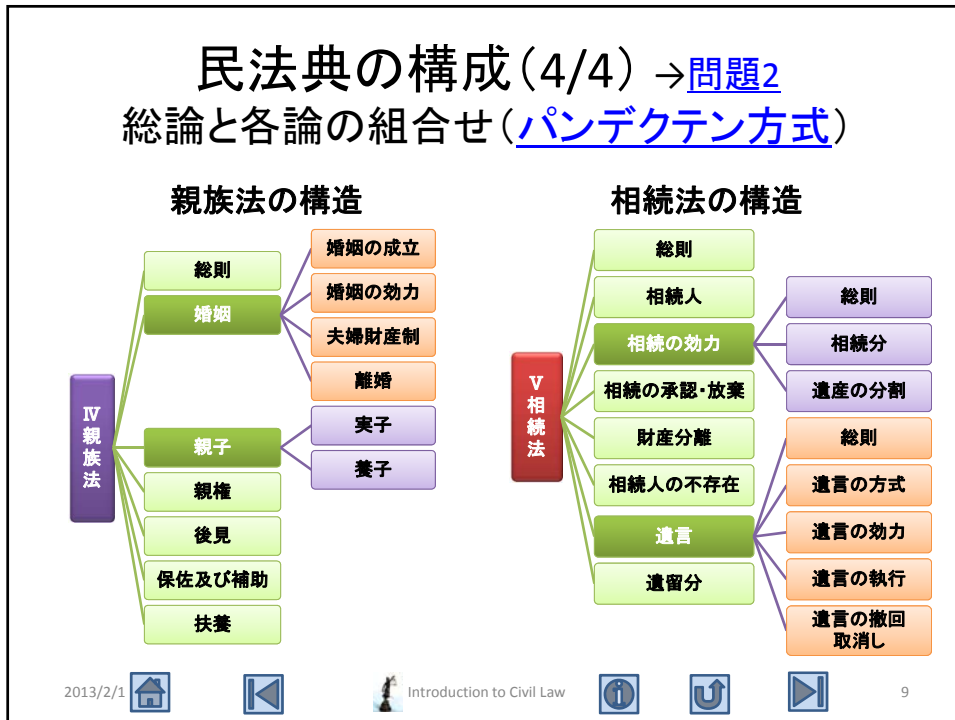
- **法令の数**(総務省「[法令データ提供システム](#)」の「[お知らせ](#)」による)
 - 憲法...1 その他の法律は何件?
 - 法律...1,882 六法には何件?
 - ポケット六法は, 186件を収録
 - 政・省令...5,929 合計では?
 - 全体では, 7,812件(2012年)
- **法の分類**
 - **公法**
 - 国と市民との関係(縦の関係)を規律する
 - **私法**
 - 市民と市民の関係(横の関係)を規律する
 - 民法は, 市民生活の基本法

The diagram illustrates the relationship between Law (国), Public Law (公法), and Private Law (私法) with citizens (市民). At the top is a red oval labeled '国' (Country). Below it are two orange arrows pointing downwards, both labeled '公法 (憲法, 行政法, 刑法, 訴訟法等)'. At the bottom are two blue ovals labeled '市民' (Citizens). A green arrow points from the left '市民' to the right '市民', labeled '私法 (民法, 商法等)'. The arrows indicate that Public Law regulates the vertical relationship between the state and citizens, while Private Law regulates the horizontal relationship between citizens themselves.

2013/2/1
Introduction to Civil Law
4








民法の機能と法の目的

- 民法の目的と機能
 - 民事紛争を平和的に解決するための基準
- 法の目的
 - [イェーリング『権利のための闘争』\(1872\)](#)
 - 「法の目標は平和であり、これに達する手段は闘争(Kampf)である。」
 - 「正義の女神は、一方の手には権利をはかるはかりをもち、他方の手には権利を主張するための剣を握っている。」
 - 「はかりのない剣は裸の暴力であり、剣のないはかりは法の無力を意味する。」



2013/2/1 Introduction to Civil Law 10

法律家は、闘争よりも論争，すなわち「議論」を通じて紛争を解決する

- 法律家とは「『議論』による『問題解決』者」として位置づけられるべきである。
 - 平井宜雄「判例を学ぶ意義とその限界」専修ロージャーナル1号(2006)5頁, 『[法律学基礎論の研究—平井宜雄著作集 I](#)』有斐閣(2010) 335-365頁。
- しかし、議論によって問題解決を行うことは可能なのだろうか?
 - そもそも、[法律家はどのようにして問題解決を図ってきたのだろうか?](#)

2013/2/1



Introduction to Civil Law



11

議論における判断基準

主観主義([憲法76条3項前段](#)) 客観主義([憲法76条3項後段](#))

- 良心に従って判断する。
- 何事にも捕らわれないうで、自由に判断する。
- それぞれの判断のプロセスを記録し、蓄積をしていくと、両者は次第に接近する。
- 主観主義の変化
 - 自由に判断しているつもりでも、その結果が記録され、公開されるようになると、似た事件については、似たように判断することが求められるようになり、優れた判断は、ルール化していく([フェスティンガー・認知的不協和の理論](#))。
- 客観主義の変化
 - 従来のルールで判断したのでは、社会の発展にそぐわないことが判明すると、立法を通じて、または、裁判所の解釈を通じて、ルール自体が変更されていく([ペレルマン・「当事者、専門家、世論」三者の満足](#)の追求)。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



12

法の支配と法の解釈(1/2)

- 法の支配
 - 国のすべての統治機構は、法に基づき法に従って行為しなければならない(法の支配)。
 - 民法のような市民の間の紛争を解決する基準であっても、最終的には、法の適用と執行を必要とするため、国の権力特に、司法権力のバックアップが必要となる。
 - その際、司法権力が、憲法と法律に拘束されるということは、市民にとって大きな意味を持つ。
- 法に基づく裁判
 - 憲法82条1項(裁判の公開)
 - 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
 - 憲法76条3項(裁判官の独立と拘束)
 - すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。
- このように、すべての裁判官は、市民の代表である国会議員が作成した法律に拘束されることになり、かつ、裁判は、原則として、公開の対審によっておこなわれるため、裁判の公正さが担保される。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



13

法の支配と法の解釈(2/2) 公園入口にある「車馬通行止」の解釈

結論肯定(禁止)

結論否定(許可)

拡大解釈

縮小解釈



類推解釈

反対解釈



2013/2/1



Introduction to Civil Law



14

法律家の思考方法の分析(1/3)

- 法律家の思考方法は、以下の2つから成り立っている。
 - 法的分析の能力(IRACによって実現される)
 - 法的議論の能力(トールミン図式で表現される)

IRAC(アイラック)で考え, 論証する			
法的分析 の能力	Issue	論点・事実の発見	
	Rules	ルールの発見	
法的議論 の能力	A	Application	ルールの適用
		Argument	原告・被告の議論
	Conclusion	具体的な結論	

2013/2/1

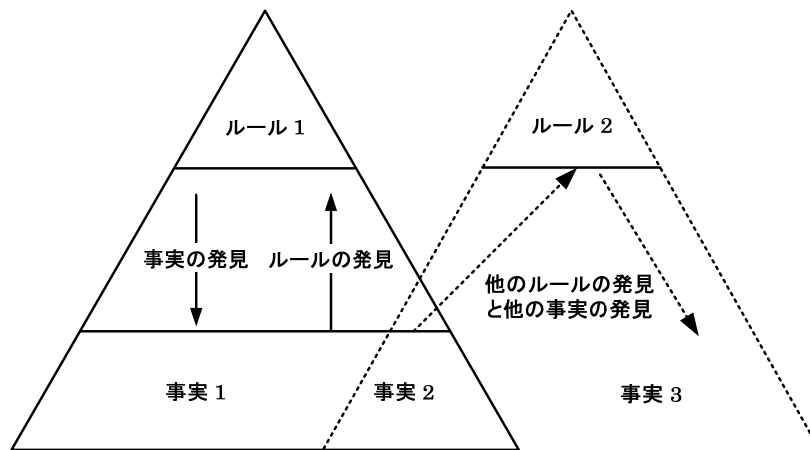


Introduction to Civil Law



15

法律家の思考方法の分析(2/3) 法的分析の能力



2013/2/1



Introduction to Civil Law



16

法律家の思考方法の分析(3/3) ▶

法的議論の能力→IRAC, 議論の図式の応用

- 三段論法(反論を許さない硬直性が問題)
 - 大前提: 全ての人間は死ぬ。
 - 小前提: ソクラテスは人間である。
 - 結論: ソクラテスは死ぬ。
- **トゥールミン図式**
 - 議論の構造の提供
 - 全ての議論に通用

ソクラテスは人間である。 誤らう ソクラテスは死ぬ。

人間は死ぬ。 **論拠** **蓋然性** **主張**

ソクラテスは哲学の神様である。 **反論**

万物は流転するが, **裏づけ** 真理は生き続ける。

2013/2/1
Introduction to Civil Law
17

具体例に見る法律家の思考方法(1/5) ▶

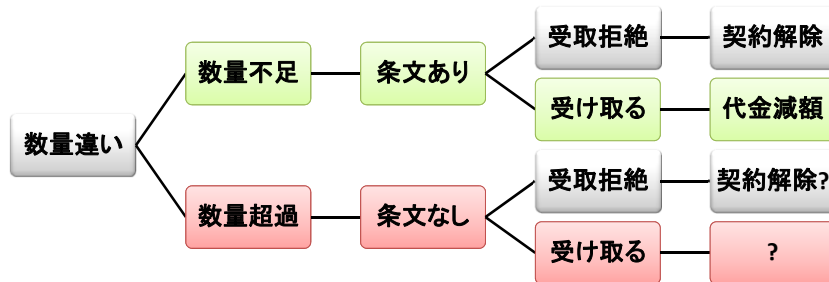
《1. 事案と争点》→図1, 図2, 図3, 判決, 批評

- 事案
 - 土地の売買の値段の根拠となる地積測量のミス事件
 - 売主が依頼した測量会社が行った測量にミス(厳密には、測量後の求面計算のミス)があり、売買目的とされた土地の面積が59.86㎡少なく見積もられた。
 - その結果、売買代金が、941万5,738円も安く算定されてしまった(数量指示売買において、値段以上のものが引き渡された)。
- 争点
 - 売主は、買主が支払った金額は、本来の売買代金額よりも不足していたとして、上記金額の追加支払いを請求した。
 - 買主は、契約書通りの金額を支払済みであり、ミスは売主側にあったとして、支払を拒絶した。

2013/2/1
Introduction to Civil Law
18

具体例に見る法律家の思考方法(2/5)

《2. 事案の分析》→ [事案](#), [判決](#), [批評](#)



- **民法 第565条** (数量の不足又は物の一部滅失の場合における売主の担保責任)
 - 数量を指示して売買をした物に**不足がある場合**又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかったときは、前2条の規定〔買主には、**代金減額請求**が認められるほか、買主が善意の場合には、**解除と損害賠償請求**が認められる〕を準用する。

2013/2/1



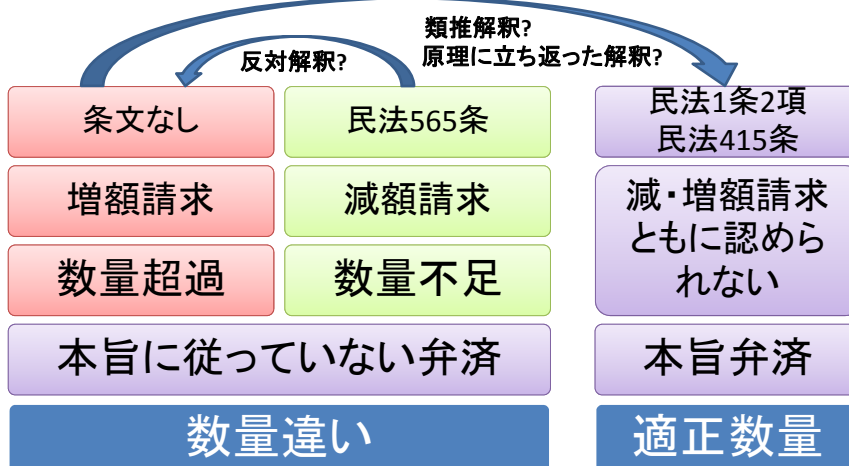
Introduction to Civil Law



19

具体例に見る法律家の思考方法(3/5)

《3. 法の解釈》→ [事案](#), [条文](#), [判決](#), [批評](#)



2013/2/1



Introduction to Civil Law



20

具体例に見る法律家の思考方法(4/5)

《4. 法の適用(判決)》→[図1](#), [図2](#), [図3](#), [批評](#)

■ 最高裁の判決

- 最判平13・11・27民集55巻6号1380頁
 - [民法565条](#)にいういわゆる数量指示売買において数量が超過する場合、買主において超過部分の代金を追加して支払うとの趣旨の合意を認め得るときに売主が追加代金を請求し得ることはいうまでもない。
 - しかしながら、同条は数量指示売買において数量が不足する場合又は物の一部が滅失していた場合における売主の担保責任を定めた規定にすぎないから、
 - 数量指示売買において数量が超過する場合に、同条の**類推適用を根拠として売主が代金の増額を請求することはできない**と解するのが相当である。→[[安易すぎる反対解釈?](#)]

2013/2/1



Introduction to Civil Law



21

具体例に見る法律家の思考方法(5/5)

《5. 法的議論》→[図1](#), [図2](#), [図3](#), [事案](#), [判決](#)

■ 比較法

- CISG **第52条**【期日前の履行, 数量超過の引渡】
 - (1)売主が定められた期日前に物品を引き渡す場合には、買主は引渡を受領するか引渡を受領を拒絶するかを自由を有する。
 - (2)売主が契約で定めるよりも多量の物品を引き渡す場合には、買主は引渡を受領するか**超過分の引渡を受領を拒絶するか**の自由を有する。
 - 買主が、**超過分の全部又は一部の引渡を受領した場合には、契約価格の割合でその対価を支払わなければならない。**

■ 判例批評

- **数量指示売買**であることが明らかな本件売買契約においては、正しい面積に基づいた**代金を基準にして考えると、買主の代金支払は、支払不足の状態にある。**
- したがって、具体的な紛争の解決としては、売主の錯誤の主張があれば、それを認め、**売買交渉を仕切りなおすのが**妥当である。
- 買主があえて**面積超過の土地の受領を望むのであれば、面積が超過した部分に相当する金額について、買主が不当な利得をすることを妨げるためにも、**
- 売主の代金増額請求を認め、**買主に不足分を支払うよう命じるべきであった。**

2013/2/1



Introduction to Civil Law



22

★★★★★ 反対解釈が危険な理由

減額請求の否定は増額請求の否定を意味しない → 事案, 判決, 批評

減額請求も増額請求も否定すべき(反対解釈)

減額請求は否定されるが、増額請求を肯定すべき(条文の趣旨の類推解釈)

数量不足でない場合

数量不足の場合
↓
減額請求
(民法565条)

× (事案)
数量超過の場合
↓
増額請求
条文にはないが、信義則上、または、比例原則上認められる可能性がある。

×

ここは、数量適正の場合であり、この場合には、確かに、減額請求も増額請求も認められない。

2013/2/1 Introduction to Civil Law 23

民法学習法

学習のジレンマとその克服

全体を知らないと部分の位置づけが分からない

- 民法95条によれば、法律行為の要素に錯誤がある場合には意思表示は無効となる。
- それでは、法律行為の要素に錯誤がなければ意思表示は有効か？
- 法律行為の要素に錯誤がなく、動機の錯誤に過ぎない場合でも、意思表示が無効となる場合がある(民法96条2項参照)。
- 錯誤以外にも、民法90条, 93条, 94条で、意思表示が無効となる場合があるので、一概に有効になるとはいえない(安易な反対解釈は危険)。

全体を知るには、部分を理解しなければならない

- 全体を知るためには、部分、部分を丁寧に理解していくほかない。
- しかし、部分を理解するためには、全体の理解が不可欠である。
- そうすると、**学習者はジレンマに陥ることになる**。どうすればよいのか？
- このジレンマから脱出するためには、**不完全ながらも、部分の理解を積み重ねながら、全体像を知る努力を怠らないようにすることが重要である**。
- 自分のノートに、これまで理解した段階での、**体系図**を記入していくことが、全体を理解する上で役に立つと思われる。

2013/2/1 Introduction to Civil Law 24

問題1



(わが国の民法のパンデクテン方式に慣れる)

- Yさんは, Xから, 通信販売でiPadを購入した。
- 代金は, 1週間使ってみて, 不具合がないかどうか確かめてから支払うことになっている。
- Yさんは, 忙しい日が続いて, 銀行に行く暇がないので, 集金に来て欲しいと思っているが, 集金に来るように請求できるか?
- 代金の支払場所について規定している条文を見つけた上で, Yさんは, どこで支払うべきかを明らかにしなさい。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



25

関連条文の対比



「各論(特別法)でダメなら, 総論(一般法)に戻る」

代金の支払場所(売買)

- **第574条(代金の支払場所)**
 - 売買の目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは, その引渡しの場所において支払わなければならない。
- 問題1では, 代引きで支払うのではなく, 目的物の引渡しから1週間後に支払うことになっているので, この条文は使えない。
- では, どうすればよいのか?
- 「各論でダメなときは, 総論に戻る」という原則に従って, 「弁済の場所」の規定を検討する。

弁済の場所(債権総論)

- **第484条(弁済の場所)**
 - 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは, 特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において, その他の弁済は債権者の現在の住所において, それぞれしなければならない。
- 債権総論では, 誰が債権者で誰が債務者が重要
 - 売買代金の場合は, 債権者は誰か?
 - 売主。ただし, 引渡しに関しては, 買主が債権者なので, 場合によっては, 注意が必要。
- 問題1の場合, 代金債務の債務者である買主は, 債権者である売主の現在の住所で弁済しなければならないことがわかる。

2013/2/1

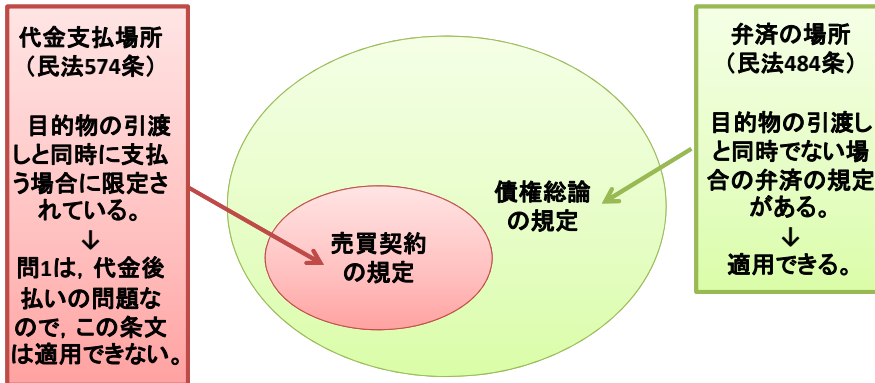


Introduction to Civil Law



26

各論でダメなら総論に戻る ★



- 第1原則: **特別法**は、一般法に優先する。
- 第2原則: **一般法**は、特別法を補充する。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



27

代金支払場所の比較法 ★

わが国の規定の仕方
(パンデクテン方式)

- **第484条**(弁済の場所)
 - 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生時にその物が存在した場所において、**その他の弁済は債権者の現在の住所**において、それぞれしなければならない。
- **第574条**(代金の支払場所)
 - 売買の目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは、その引渡しの場所において支払わなければならない。

CISG(国際動産売買条約)の規定
(売買契約に特化)

- **CISG 第57条**[支払の場所]
 - (1)買主は、次の(a)又は(b)に規定する場所以外の特定の場所において代金を支払う義務を負わない場合には、次のいずれかの場所において売主に対して代金を支払わなければならない。
 - (a) **売主の営業所**
 - (b) 物品又は書類の交付と引換えに代金を支払うべき場合には、当該交付が行われる場所
 - (2)売主は、契約の締結後に営業所を変更したことによって生じた支払に付随する費用の増加額を負担する。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



28

問題2



(列挙された中から本当の要件は何かを見抜く)

- Xは、夫Yから度重なる暴力を受けており、離婚したい。
- しかし、Yは、暴力をふるった後は、反省の意を表し、Xからの離婚請求には応じようとししない。
- Xは、裁判上の離婚を請求しようとしているが、条文上の根拠は何であろうか。
- 憲法によれば、裁判官は、憲法と法律にのみ拘束されるとされている(憲法76条3項)。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



29

民法学習に最も適した条文



一般法と特別法の組み合わせ([パンデクテン方式](#))を知る

- 第770条(裁判上の離婚)
 - ①夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。
 - 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
 - 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
 - 三 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
 - 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
 - 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。
 - ②裁判所は、前項第1号から第4号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。
- 民法770条の真の要件は何か?
 - 1号~5号は、制限列挙か例示か? 異質なものの組み合わせか?
 - 2項にそのヒントが書かれているので、よく考えてみよう。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



30

条文は完全とは限らない ★ ★ DV夫に対して妻は離婚請求できるか？

夫の言い分			妻の言い分		
順位	夫からの離婚申立て	当てはめ	順位	妻からの離婚申立て	当てはめ
1	性格の不一致	—	1	性格の不一致	—
2	親族との折り合いが悪い	—	2	暴力をふるう	—
3	異性関係	1号	3	異性関係	1号
4	浪費	—	4	生活費を渡さない	—
5	異常性格	—	5	精神的虐待	—
6	同居に応じない	—	6	浪費	—
7	精神的虐待	—	7	家族を捨てて省みない	2号
8	性的不満	—	8	親族との折り合いが悪い	—
9	家族を捨てて省みない	2号	9	酒を飲みすぎる	—
10	暴力をふるう	—	10	異常性格	—

司法統計年報：離婚の申し立ての動機別割合 —平成10年—

民法770条の改正提案 ★ ★ 構造的な理解の後には、改正案を作る

- 民法第770条の改正私案(構造化)①:要件, ②:例示(推定の前提)
 - ①夫婦の一方は、婚姻を継続し難い重大な事由があるときに限り、離婚の訴えを提起することができる。
 - ②以下の各号に該当する場合には、婚姻を継続し難い重大な事由があるものと推定する。
 - 一 配偶者に不貞な行為があつたとき。
 - 一之二 配偶者から虐待を受けたとき。
 - 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
 - 二之二 配偶者が、第752条の規定に違反して、協力義務を履行しないとき。
 - 二之三 配偶者が、第760条の規定に違反して、婚姻費用の分担義務を履行しないとき。
 - 三 配偶者の生死が3年以上明かでないとき。
 - 三之二 夫婦が5年以上別居しているとき。←民法改正要綱案参照
 - 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。

問題3



(条文に書かれていない真の要件を発見する)

- YはXから甲土地を借りているが、自らの建物を建てて住んでいたが、海外出張することになり、その間父親に甲土地を転貸した。
- そのことを知ったYは、無断で転貸することは許さないとして、民法612条2項に基づいて契約を解除し、Yに対して建物収去、土地明渡しを請求した。
- Xの請求は認められるか?

2013/2/1



Introduction to Civil Law



33

民法612条の解釈



→ パンデクテン方式

民法の条文

- **第612条**(賃借権の譲渡及び転貸の制限)
 - ①賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。
 - ②賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。

判例

- 最二判昭28・9・25民集7巻9号979頁
 - 賃借人が賃貸人の承諾なく第三者をして賃借物の使用収益をなさしめた場合においても、賃借人の当該行為が賃貸人に対する**背信的行為と認めるに足らない特段の事情**があるときは、本条に基づく解除権は発生しない。
- 最一判昭41・1・27民集20巻1号136頁
 - 土地の賃借人が賃貸人の承諾を得ることなくその賃借地を他に転貸した場合においても、賃借人の右行為を賃貸人に対する**背信行為と認めるに足らない特段の事情**があるときは、賃貸人は民法612条2項による解除権を行使し得ない。
 - しかしながら、かかる特段の事情の存在は土地の賃借人において主張、立証すべきものと解する。

2013/2/1





Introduction to Civil Law



34

民法612条の適用範囲の図解 → 解釈の方法











信頼関係が保たれている
=解除不可能

信頼関係の破壊
=解除可能

無断
譲渡・転貸

原則
無断譲渡・転貸が背信行為に該当する

例外
無断譲渡・転貸が背信行為に該当しない特段の事情がある

2013/2/1



Introduction to Civil Law



35

判例法理に従った民法612条の改訂



現行民法	判例法理に従った改訂
<p>■ 第612条 (賃借権の譲渡及び転貸の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ①賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。 ■ ②賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。 	<p>■ 第612条 (賃借権の譲渡及び転貸の制限) (民法改正私案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ①賃借人が契約の目的に違反して使用又は収益をしたため、賃貸人と賃借人との間の信頼関係が破壊されるに至ったときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。 ■ ②賃借人が、賃貸人の承諾を得ないで、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸したときは、信頼関係が破壊されたものと推定し、賃貸人は、契約の解除をすることができる。 ■ ただし、賃借人の行為が、賃貸人に対する背信行為と認めるに足りない特段の事情があることを賃借人が証明したときは、賃貸人は、契約の解除をすることができない。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



36

民法612条の改訂 ★★★★★

トールミン図式に基づく議論

賃借人が無断で賃借物を転貸した。

データ

賃借人は、民法612条1項に違反しており、2項に基づいて契約を解除できる。

お譲りく

蓋然性

論拠 **反論**

裏づけ

賃貸人は、賃貸借契約を解除する。

主張

背信行為と認めに足りない特段の事由がある。

無断譲渡・転貸の場合に賃貸借契約を解除できるかどうか：

1. 継続的契約関係の当事者が、信頼関係を破壊したときは、契約を解除できる(原則)。
2. 賃借人が無断譲渡・転貸を行ったときは、信頼関係の破壊が推定される(推定規定)。
3. 信頼関係を破壊したと認められない事由があるときは、契約は解除できない(例外)。

2013/2/1
Introduction to Civil Law
37

文章をIRACで書く ★★★★★

IRACで書く訓練は、どんな試験にも通用する

問題提起

- 重要な問題を発見したことの経緯を述べる
- その問題を解決する視点と仮説を提示する

本論

- 問題をいくつかのブロックへと分割する
- ブロックごとに問題を展開しすべてを解明する

結論

- 問題を展開して得られた答えを1つにまとめる
- 残された問題に対する展望を行う

2013/2/1
Introduction to Civil Law
38

講義のまとめと復習課題

民法とは何か？

- **市民生活の基本法**とは？
- 民事紛争の**平和的な解決**はどのようになされるのか？
- 法律家は、どのような**思考方法**によって、紛争の平和的な解決を図ることができるのか？
- トウルミン図式は、法廷弁論をヒントにして、あらゆる議論に通用する**議論のレイアウト**を考案した。そのレイアウトとはどのようなものか？
- 以上の問いについて、答えをすべてIRACによって文章化してみよう。

民法の学習方法とは？

- 全体を知らずに**部分だけを知ったときに陥る誤り**には**どのようなもの**があるか。
- 問題解決のプロセスにおいて、**条文の根拠を示す必要**があるのはなぜか？
- **民法に条文が欠けている場合**に、それを補う方法には**どのようなもの**があるか？
- 民法の**学習の到達レベル**を3段階に分けた場合、**第1レベル**、**第2レベル**、**第3レベル**の到達目標は何か？
- 以上の問いについて、答えをすべて、IRACによって文章化してみよう。

2013/2/1



Introduction to Civil Law



39

参考文献

- 法律家の思考方法
 - **イェーリング**(小林孝輔=広沢民生 訳)『**権利のための闘争**(原著1872年)日本評論社(1978)
 - **カーム・ベレルマン**(江口三角 訳)『**法律家の論理—新しいレトリック**』木鐸社(1986)
 - **フィッシャー=ユーリー**(金山宣夫、浅井和子 訳)『**ハーバード流交渉術**』三笠書房(1990)
 - **加賀山茂**『**現代民法 学習法入門**』信山社(2007)
 - **平井宜雄**『**法学基礎論の研究—平井宜雄著作集 I**』有斐閣(2010)
- ヒトの本質に迫る
 - **レオン・フェスティンガー**(末永俊郎 監訳)『**認知的不協和の理論**』誠信書房(1965)
 - **シーナ・アイエンガー**(櫻井祐子 訳)『**選択の科学**(The Art of Choosing)』岩波書店(2010)
 - **NHKスペシャル**取材班『**ヒューマン—なぜヒトは人間になれたのか—**』角川書店(2012)
- 議論の方法
 - **福澤一吉**『**議論のレッスン**』NHK生活人新書(2002)
 - **岩田宗之**『**議論のルールブック**』新潮新書(2007) 206頁
 - **スティーン・トウルミン**(戸田山和久、福澤一吉 訳)『**議論の技法**(The Uses of Argument(1958, 2003))』**トウルミンモデルの原点**』東京図書(2011)
- 学習方法論
 - **井上尚美**『**言語論理教育入門—国語科における思考—**』明治図書(1989)
 - **フリチョフ・ハフト／平野敏彦**訳『**レトリック流法律学習法**』[レトリック研究会叢書2]木鐸社(1992年)
 - **市川伸一**『**考えることの科学**』中公新書(1997)
 - **戸田忠雄**『**教えるな！—できる子に育てる5つの極意**』NHK出版新書(2011)

2013/2/1



Introduction to Civil Law



40